

令和3年9月3日

あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用
に向けたマーケットサウンディング（市場調査）
質問事項・回答

西成区役所 総務課

No.	質問	回答	備考
1	既存建物のリノベーションは可能なのでしょうか。	○既存建築物等（道路含む）は、本市において撤去を予定していますので、既存建物のリノベーションは不可能です。	
2	建設する建物に規制や、条件はあるのでしょうか。 （一定の規模の建物を、建てないといけないというような条件はあるのか）	○建築物の規模については、現時点において定めておりません。 一般的な都市計画法等の関係法令による規制、基準等については、本市ホームページ（以下URL）でご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/index.html なお、土地の利用制限に関する地域情報等については、「マップナビおおさか」（以下URL）もあわせてご確認ください。 http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html	
3	跡地の活用にあたっての視点について、それぞれの項目でどれか1つ満たしていればいいのか。すべての条件を満たしていないとだめなのか。（優先順位はあるのか）	○「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（活用ビジョン）」において定めるすべての跡地の活用にあたっての視点（新労働施設を核とした労働機能等の導入を除く）をはじめ、北側敷地（福利・にぎわい）における具体的な機能の導入や事業スキームを検討する必要があります。活用ビジョンの趣旨に沿った提案を期待しています。 なお、項目や条件について、優先順位はありません。	
4	費用負担について（解体・土壌汚染に要する費用負担について） また、助成金等の予定はありますでしょうか。	○既存建築物等（道路含む）は、本市において撤去を予定しています。 ○土壌汚染状況調査は、本市で実施する予定であり、汚染が確認された場合は、工事実施の際に事業者による措置を想定しています。 ○助成金等は予定しておりません。	
5	都市計画の変更や土地の整理等は、いつ頃から開始を予定されていますか。 また、どれくらいかかる想定でしょうか。	○既存建築物の解体工事時期は確定していませんが、あいりん総合センター跡地に予定する建築工事スケジュールに影響しないよう手続きを行うこととしています。（活用ビジョン24ページをご参照ください。）	
6	解体の際は、杭も撤去する予定でしょうか。	○既存建築物の基礎杭は存置する予定です。	
7	ワンストップ相談窓口の運営は行政でされるのでしょうか。 またこの場合、建物を一部区分所有される可能性もございますか。	○ワンストップ相談窓口の運営と建物の一部区分所有については、お見込みのとおり解して差し支えありません。	